

～ 取引時確認に関するお客様へのお願い ～

少額短期保険会社では、マネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、一定の保険取引を行う際に、取引時確認（お客様の氏名・住居・生年月日等の本人特定事項、取引目的、職業等を確認させていただく手続き）を行っております。

取引時確認にご協力いただけない場合には、取引をお断りすることがありますので、ご注意ください。

取引時確認が必要となる取引

お客様が以下の取引を行う場合には、取引時確認が必要となります。

- ・ マネー・ローンダリングの疑いがあると認められる取引
- ・ 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引 等

取引時確認の方法

取引時確認における確認事項やお客様にご用意いただくものは、以下のとおりです。

なお、詳しくは代理店等におたずねください。

確認事項		ご用意いただくもの (原本が必要です) (*1)
個人のお客さま	本人特定事項 (氏名・住居・生年月日)	○顔写真付きの本人確認書類1点 (運転免許証、マイナンバーカード、旅券(パスポート等)) または ○次のいずれかの方法： 顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合 (1) から2点 (1) から1点と、(2) から1点(計2点) (1) 各種健康保険証・年金手帳、 取引に使用する印鑑に係る印鑑登録証明書 等 (2) 戸籍謄本・抄本、住民票の写し、住民票記載事項証等
	職業・取引目的	ご用意いただくものはありません (代理店等から確認させていただきます)

法人の お客さま	名称・本店または 主たる事務所の 所在地	○登記事項証明書、印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書、定款 等
	取引目的	ご用意いただくものはありません (代理店等から確認させていただきます)
	実質的支配者	○実質的支配者の本人特定事項を確認（上記の「個人のお客さま」の欄をご参照ください）させていただきます。
	取引担当者の 本人特定事項	○上記の「個人のお客さま」の場合と同じ ○取引担当者が登記された代表者でない場合には、取引権限を有していることを確認できる書類（委任状等）

* 1 有効期限のない公的証明書については、原則として、6か月以内に作成されたものに限ります。

その他

○過去に確認をさせていただいたお客さまについても、改めて取引時確認をお願いする場合があります。

また、お客さまの資産や収入の状況を確認させていただく場合があります。

○お客さまが取引時確認について虚偽の申告を行った場合には、法律により処罰されることがあります。